

訪問介護ステーションかのん 重要事項説明書

〔令和 8 年 10 月 1 日現在〕

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社風の音
代表者役職・氏名	代表取締役 高三野 澄江
本社所在地・電話番号	住 所：埼玉県深谷市江原 88 番地 1 電話番号：048-567-0010
法人設立年月日	平成 22 年 2 月 18 日

2 サービスを提供する事業所の概要

（1）事業所の名称等

名 称	訪問介護ステーションかのん
事業所番号	訪問介護 (指定事業所番号)
所在地	〒366-0010 埼玉県深谷市高島 154 番地
電話番号	048-594-7551
F A X 番 号	048-594-7558
通常の事業の実施地域	深谷市・熊谷市・本庄市・群馬県太田市

（2）事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

（3）事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1 名
サービス提供責任者	・訪問介護計画を作成し、利用者へ説明し、同意を得ます。 ・サービス担当者会議への出席等により居宅介護事業者と連携を図ります。 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 ・訪問介護員の業務の実施状況を把握します。 ・訪問介護員に対する研修、技術指導を行い	常勤 1 名以上

	ます。	
訪問介護員	訪問介護計画に基づき、訪問介護のサービスを提供します。	常勤換算 2.5 名以上

3 サービス内容

身体介護	利用者の身体に直接接触して介助するサービス、利用者の日常生活動作能力や意欲の向上のための利用者とともに行う自立支援のためのサービスを行います。 (排泄介助、食事介助、清拭、入浴介助、体位変換、服薬介助、通院・外出介助)
生活援助	家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して、家事の援助を行います。 (調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理)

4 利用料、その他の費用の額

(1) 訪問介護の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※地域区分別 1 単位当たりの単価 10.21 円 (7 級地)

区分	1 回当たりの所要時間	基本利用料	利用者負担額		
			1 割	2 割	3 割
身体介護	20 分未満	1,664 円	167 円	333 円	500 円
	20 分以上 30 分未満	2,491 円	250 円	499 円	748 円
	30 分以上 1 時間未満	3,951 円	396 円	791 円	1,186 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	5,789 円	579 円	1,158 円	1,737 円
	1 時間を超えて 30 分増すごとに	837 円 を加算	84 円 を加算	186 円 を加算	252 円 を加算
生活援助	20 分以上 45 分未満	1,827 円	183 円	366 円	549 円
	45 分以上	2,246 円	225 円	450 円	674 円

※ 利用者の心身の状況等により、1 人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て、2 人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料の 2 倍の料金となります。

※ 1回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

※地域区分別1単位当たりの単価10.00円（その他）

①サービスの実施による加算

加算の種類	要 件	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
夜間・早朝加算	夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）にサービスを提供した場合	1回につき 基本利用料の25%			
深夜加算	深夜（22時～翌朝6時）にサービスを提供した場合	1回につき 基本利用料の50%			
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に身体介護サービスを行った場合	1回につき 1,021円	103円	205円	307円
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか他の訪問介護員に同行した場合	1月につき 2,042円	205円	409円	613円
介護職員処遇改善加算Ⅲ	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件の両方に適合し、職場環境等要件を満たす場合	1月につき 利用料の20.7%			

ウ 減算

以下の要件を満たす場合、基本報酬より減算されます。

減算の種類	要件	減算額
同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20名以上サービスを行う場合	所定単位数の一10%

(3) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

(4) キャンセル料（介護予防を除く）

利用予定日の直前にキャンセルをした場合は、キャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。

なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、御連絡ください。

利用日の前日までに連絡があった場合	無料
利用日の当日に連絡があった場合	当該基本料金の 10% の額
連絡がなかった場合	当該基本料金の 25% の額

(5) その他

- ① 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。
- ② 通院、外出介助での訪問介護員の公共交通機関等の交通費は、実費相当を請求します。

5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

(1) 請求方法

- ① 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。
- ② 請求書は、利用月の翌月 10 日までに利用者あてにお届けします。

(2) 支払い方法等

- ① 請求月の末日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。
 - ・現金払い
 - ・事業者が指定する口座への振り込み
 - ・利用者が指定する口座からの自動振替
- ② お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）。

6 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊急連絡先 (家族等)	氏 名	
	電 話 番 号	

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

またサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社： 損害保険ジャパン株式会社 保険種類： ウォームハート

9 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。
 - ・直ちに担当者が連絡をとり、直接先方へ出向く等し、詳しい事情を聴くとともに従業員からも事情を確認する。
 - ・担当者が必要であると判断した場合は、検討会議を開催しその結果に基づいた対応を行う。
 - ・検討会議の結果、必ず翌日まで具体的な苦情の処理、万策を講じる。
 - ・苦情処理記録を台帳に保管し、再発防止に役立てる。

(2) 苦情相談窓口

担 当	管理者 巻幡 徹
電話番号	048-594-7551
受付時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
受 付 日	月曜日から日曜日

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

深谷市役所 長寿福祉課	048-574-8544
熊谷市役所 長寿いきがい課	048-524-1111
本庄市役所 介護保険課	0495-35-1111
太田市役所 介護サービス課	0276-47-1939
大里広域市町村圏組合 介護保険課	048-501-1330
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情窓口係	048-824-2568
群馬県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理担当委員	027-290-1323

1 0 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) 訪問介護員はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い
- ③ 利用者以外の家族のためのサービス提供
- ④ 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障がないもの（草むしり、花木の水やり、犬の散歩等）
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（家具・電気器具等の移動等、大掃除等）

(2) 金品や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

1 1 第三者評価の実施状況

実施の有無 有 無

直近の実施日	
評価機関名称	
評価結果の開示	

令

和 年 月 日

指定訪問介護の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県深谷市江原 88 番地 1

法人名 株式会社風の音

代表者名 代表取締役 高三野 澄江 印

説明者

事業所名 訪問介護ステーション

かのん

氏 名

印

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

利用者 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印